

用途別選定基準

各種キャブタイヤケーブルの電気設備技術基準による用途別選定基準

用途		適用条件	ビニルキャブタイヤケーブル	ゴムキャブタイヤケーブル				クロロブレンキャブタイヤケーブル			高圧用クロロブレンキャブタイヤケーブル		備考		
				1種	2種	3種	4種	2種	3種	4種	2種	3種			
移動用電線	屋内	300V以下	第191条	△	○	○	○	○	○	○			0.75mm ² 以上		
		600V以下	第191条	△	×	○	○	○	○	○			0.75mm ² 以上		
		6600V以下	第203条	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
	屋側、屋外、側	600V以下	第213条	△	×	○	○	○	○	○			0.75mm ² 以上		
		6600V以下	第213条	×	×	×	×	×	×	×	×	○			
	トンネル、坑道等	300V以下	第222条	△	○	○	○	○	○	○					
		600V以下	第222条	△	×	○	○	○	○	○			0.75mm ² 以上		
		6600V以下	第222条	×	×	×	×	×	×	×	×	○			
	粉じんの多い場所	可燃性	600V以下	第192条	×	×	×	○	○	×	○			接続点のないこと	
			600V以下	第192条	○	×	○	○	○	○	○			接続点のないこと	
		可燃性ガス等の存在する場所		600V以下	第193条	×	×	×	○	○	×	○			接続点のないこと
		燃えやすい危険な物質の存在する場所		600V以下	第194条	○	×	○	○	○	○	○			接続点のないこと
舞台、ならく、オーケストラボックスその他、人もしくは舞台装置が触れるおそれのある場所	300V以下	第196条	×	○	○	○	○	○	○						
	ボーダーライトに付属するもの	300V以下	第196条	×	×	○	○	○	○	○					
プール用水中照明灯	150V以下	第234条	×	×	×	×	×	○	○	○			接続点のないこと 2mm ² 以上 多心		
水中又はこれに準ずる場所の照明で、人が立ち入る恐れがない場所	150V以下	第234条	×	×	×	×	×	○	○	○			接続点のないこと 0.75mm ² 以上		
アーケ溶接機	変圧器から溶接電極に至る部分	300V以下	第240条	×	×	×	×	×	○	○	○				
	変圧器から非溶接機に至る部分	300V以下	第240条	○	○	○	○	○	○	○	○				
小勢力回路	60V以下	第237条	○	○	○	○	○	○	○	○					
出退表示灯回路	60V以下	第238条	○	○	○	○	○	○	○	○					
電球用電線	屋内	300V以下	第190条	×	○	○	○	○	○	○			0.75mm ² 以上		
	屋側	300V以下	第212条	×	△	△	△	△	○	○	○		0.75mm ² 以上		
	屋外	300V以下	第212条	×	×	×	×	×	○	○	○		0.75mm ² 以上		
	トンネル等	300V以下	第222条	×	○	○	○	○	○	○	○		0.75mm ² 以上		
	ならく	300V以下	第196条	×	○	○	○	○	○	○	○				
配線	屋内	展開した場所または点検できるいんべい場所	300V以下	第187条	○	×	○	○	○	○	○				
		上記以外の場所	600V以下		×	×	×	○	○	×	○	○			
		展開した場所または点検できるいんべい場所	300V以下		○	×	×	×	×	○	○	○			
	屋側屋外	上記以外の場所	600V以下	×	×	×	○	○	×	○	○				
		人が通行するトンネル	展開した場所または点検できるいんべい場所	300V以下	第219条	○	×	×	○	○	○	○			
	上記以外の場所		600V以下	×		×	×	○	○	×	○	○			
	鉱山その他坑道	展開した場所または点検できるいんべい場所	300V以下	第220条	○	×	×	○	○	○	○				
		上記以外の場所	600V以下		×	×	×	○	○	×	○	○			